

令和5年3月24日 招集

令和5年門真市教育委員会第3回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第3回定例会
 令和5年3月24日（金）午後2時
 本館2階大会議室

日程	事件番号	件名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	承認第2号	臨時代理による事務処理の承認について （令和5年度門真市立学校管理職人事について）	1
第4	承認第3号	臨時代理による事務処理の承認について （令和5年度門真市立学校におけるきめ細かな指導ができる 教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用につ いて）	4
第5	議案第9号	令和4年度大阪府中学生チャレンジテスト（1年生・2年 生）結果の公表について	6
第6	議案第10号	門真市教育委員会傍聴人規則の一部改正について	8
第7	議案第11号	門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員 会規則の一部改正について	10
第8	議案第12号	令和5年度門真市教育委員会小・中学校教職員研修の基本方 針の策定について	12
第9	報告案件	門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項 第1号に係る報告	—
第10		諸報告	14

承認第2号

臨時代理による事務処理の承認について
(令和5年度門真市立学校管理職人事について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、令和4年度門真市立学校管理職人事に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求め
る。

令和5年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

承認第3号

臨時代理による事務処理の承認について

(令和5年度門真市立学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、令和5年度門真市立学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

令和5年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

令和5年度 門真市任期付市費負担教員 配置校一覧

門真市教育委員会

配 置 校	教 員 名	事業名
脇田小学校	西岡 妙紗	学力向上事業
第四中学校	谷川 芽生	学力向上事業
門真はすはな中学校	山崎 郁美	きめ細かな指導を実現する環境 づくり事業（研究指定校）

議案第9号

令和4年度中学生チャレンジテスト（1・2年生）結果公表
について

令和4年度中学生チャレンジテスト（1・2年生）結果の公表内容について、教育委員会の議決を求める。

令和5年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

令和4年度中学生チャレンジテスト（1・2年生）について、本市の結果概要を市民に対してホームページで公表する内容についての議決を得るため本案を提出するものである。

令和4年度 中学生チャレンジテスト（1・2年生）
結果概要（公表内容）

- 1 調査結果概要 中学校1・2年生

- 2 中学校1年生（国語・数学・英語）
標準化得点を活用した対府比較及び経年比較 過去5年間の推移等

- 3 中学校2年生（国語・社会・数学・理科・英語）
標準化得点を活用した対府比較及び経年比較 過去5年間の推移等

- 4 生徒アンケート調査結果

議案第10号

門真市教育委員会傍聴人規則の一部改正について

門真市教育委員会傍聴人規則（昭和27年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和5年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

傍聴人の禁止行為を見直すこと等に伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

門真市教育委員会傍聴人規則（昭和27年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第2条 次の各号の一に当ると認められる者は傍聴を許さない。 (1) <u>酩酊している</u> と認められる者 (2)～(3) 略	第2条 次の各号の一に当ると認められる者は傍聴を許さない。 (1) <u>めいていしている</u> と認められる者 (2)～(3) 略
第5条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。 (1)～(4) 略 (5) <u>写真撮影、録音、録画等を行うこと。</u> (6) 略	第5条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。 (1)～(4) 略 (5) <u>帽子をかぶること。</u> (6) 略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第11号

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会
規則の一部改正について

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則（平成25年門真市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和5年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部改正に伴い、新たに附属機関を設置する等の見直しを行うにつき、本案を提出するものである。

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則の一部を改正する規則

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則（平成25年門真市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表（第2条—第4条関係）						別表（第2条—第4条関係）					
名称	組織	委員の定数	委員の構成	委員の任期	庶務担当機関	名称	組織	委員の定数	委員の構成	委員の任期	庶務担当機関
〽 略 〽 略						〽 略					
						(仮委員5人以内)	〽 略	(1) 学識経験者 (2) 本市の職員	〽 略	〽 略	〽 略
(仮委員5人以内)	〽 略	(1) 学識経験者 (2) 本市の職員	〽 略	〽 略	〽 略	(仮委員5人以内)	〽 略	(1) 学識経験者 (2) 本市の職員	〽 略	〽 略	〽 略
称) 門長 真市立副委 第四中員長 学校区 義務教 育学校 整備事 業者選 定委員 会	〽 略	〽 略	〽 略	〽 略	〽 略	〽 略	〽 略	〽 略	〽 略	〽 略	〽 略
備考 略						備考 略					

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第12号

令和5年度門真市教育委員会小・中学校教職員研修の基本方針
の策定について

令和5年度門真市教育委員会小・中学校教職員研修の基本方針の策定について、教育委員会の議決を求める。

令和5年3月24日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

令和5年度門真市教育委員会小・中学校教職員研修の基本方針を策定するにつき、本案を提出するものである。

令和5（2023）年度

門真市教育委員会 小・中学校教職員研修の基本方針

門真市教育委員会

門真市教育委員会では、授業改善を中心に、本市の教育課題に対応した研修やキャリアステージに応じた研修を実施し、力のある教職員の育成を推進します。

1 教職員のキャリアステージに応じた研修

「大阪府教員等研修計画」に基づき、教職員の5つのキャリアステージ（採用時、初任期、ミドルリーダー発展期、ミドルリーダー進化期、キャリアの成熟期）に必要な資質を育成する研修を実施します。

2 授業改善を中心に門真市の教育課題に対応した研修

学習指導要領に則った授業改善（「目標と指導と評価の一体化」「言語活動の充実」「教科横断的な視点」等）を推進し、日々の授業で子どもたちの資質能力の向上に結びつく実践的な研修を実施します。

また、支援教育、キャリア教育、命の教育等、門真市として今後重点的に取り組むべき教育課題の推進のための研修を実施します。

学校組織の改善を図るため、教務主任、首席・指導教諭等を対象とする研修を実施します。

3 校内研修支援

各学校において各担当が中心となり校内研修を活性化できるよう、担当者会を充実させるなど、校内研修支援を行います。

諸 報 告

番 号	報 告 事 項
1	令和4年度末・5年度当初における教職員人事異動の概要について
2	「第12回門真市中学生英語プレゼンテーションコンテスト」の結果について
3	令和5年度大阪府中学生チャレンジテストの参加について